

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

2025 年 4 月 1 日

株式会社バッファロー  
(旧商号：株式会社メルコホールディングス)

2025年4月1日

東京都千代田区丸の内一丁目11番地1号  
株式会社バッファロー  
(旧商号：株式会社メルコホールディングス)  
代表取締役社長 牧 寛之

## 吸収合併に係る事後開示書面

当社（2025年4月1日付で商号を株式会社メルコホールディングスから株式会社バッファローに変更し、以下、「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社バッファロー（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で締結した2024年10月11日付合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）  
2025年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
  - (3) 会社法787条の規定による手続きの経過  
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続きの経過  
吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し2024年10月16日の官報及び同日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告及び催告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過  
本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過  
当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項に基づき、2024 年 10 月 16 日付の電子公告により、本合併に係る公告を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条第 1 項に基づく反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2024 年 10 月 16 日の官報および同日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告および催告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）  
当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からのその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
別紙の通りです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
2025 年 4 月 1 日（予定）
7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）  
該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2024 年 10 月 16 日

株式会社メルコホールディングス

株式会社バッファロー

2024年10月16日

東京都千代田区丸の内一丁目11番地1号  
株式会社メルコホールディングス  
代表取締役社長 牧 寛之

名古屋市中区大須三丁目30番20号  
株式会社バッファロー  
代表取締役社長 牧 寛之

### 吸収合併に係る事前開示書類

株式会社メルコホールディングス（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社バッファロー（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で2024年10月11日付合併契約を締結し、2025年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

#### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の定め相当性に関する事項  
完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項  
(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度にかかる計算書類等  
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく

有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度にかかる計算書類等  
吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙 2 のとおりです。

5. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

① 自己株式の取得

吸収合併存続会社は、2024年5月13日開催の取締役会において、自己株式の取得を以下のとおり決定しました。

- ・ 取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・ 取得し得る株式の総数 : 2,000,000株を上限とする  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合11.97%)
- ・ 株式の取得価額の総額 : 8,000,000,000円を上限とする
- ・ 取得期間 : 2024年5月14日～2025年5月13日
- ・ 取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引  
(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付

(自己株式取得状況)

2024年9月30日までに取得した自己株式の累計

- ・ 取得した株式の総数 1,498,600株
- ・ 取得価額の総額 5,244,609,500円

② 子会社株式の現物配当

吸収合併存続会社は、2024年5月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり子会社であるシマダヤ株式会社(以下「シマダヤ」という。)の株式の現物配当(以下「本現物配当」という。)を実行いたしました。本現物配当の結果、シマダヤは、吸収合併存続会社の連結子会社ではなくなりました。

本現物配当の概要

- ・ 基準日 : 2024年9月30日
- ・ 配当財産の種類 : シマダヤ株式会社 普通株式
- ・ 配当財産の帳簿価額の総額 : 14,689,318,426円
- ・ 効力発生日 : 2024年10月1日

- ・ 現物配当により減少する資本の額等

: 利益剰余金 14,689,318,426 円

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併消滅会社の最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31）の末日後に発生した重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 債務の履行の見込に関する事項

本合併の効力発生日までに生じる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以降も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務について、履行の見込があるものと判断いたします。

7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

## 合併契約書

株式会社メルコホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社バッファロー（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

### 第2条（商号・住所）

本合併の吸収合併存続会社である甲及び吸収合併消滅会社である乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 甲 商号：株式会社メルコホールディングス  
住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
- (2) 乙 商号：株式会社バッファロー  
住所：愛知県名古屋市中区大須三丁目30番20号

### 第3条（合併に際して交付する株式数及び割当てに関する事項）

本合併においては、甲は乙の株主に対して、株式及び金銭等の合併対価を一切割当交付しない。

### 第4条（資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲は、本合併に際して資本金及び資本準備金の額の増加は行わない。

### 第5条（合併承認）

甲は、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を経ないで本合併を行う。

2 乙は、会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認を経ないで本合併を行う。

### 第6条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

### 第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2024年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、こ



れに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を合併効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

#### 第 8 条（従業員の処遇）

甲は、本合併の効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

#### 第 9 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本合併契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

#### 第 10 条（解散費用）

本合併の効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第 11 条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本合併契約締結後、本合併の効力発生日に至るまでの間において、天変地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し又は本合併契約を解除することができる。

#### 第 12 条（本契約の効力）

本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、甲及び乙の取締役会決議による本合併契約の承認及び法令に定められた関係官庁の承認や許認可等が得られないときは、その効力を失う。

#### 第 13 条（本契約に定めのない事項）

本合併契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本合併契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

本合併契約の締結を証するため、本書 1 通への記名押印、又は本書の電磁的記録への電子署名を施し、記名押印を行った場合は甲が原本、乙が写しを、電子署名を施した場合には各自

が本書の電磁的記録を保有する。

2024年10月11日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
株式会社メルコホールディングス  
代表取締役社長 牧 寛之

乙 愛知県名古屋市中区大須三丁目30番20号  
株式会社バッファロー  
代表取締役社長 牧 寛之



## 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

### 1. 企業の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### (当期の経営成績)

当事業年度における日本および世界経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、感染拡大防止のための行動制限緩和によって、社会経済活動の正常化は一層進んだものの、ウクライナ情勢の長期化、世界的な物価の上昇、円安の更なる進行など、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループに関係するデジタル家電業界は、法人向け市場において、企業の設備投資には回復傾向がみられたものの、個人向け市場においては、物価高による消費余力の低迷などにより、需要の縮小は継続しております。

こうした状況下で、当社では、全社的にテレワークの実施、オフィス内での分散勤務、遠隔会議システムの利用など業務継続を確保するための対策を継続し、安定した商品供給を最優先としながら、主力商品の積極的な販売活動に努めました。

主力とするパソコン周辺機器市場において、法人向け市場ではネットワークで企業DXを支援する一環として、企業のネットワークセキュリティを強化するVPNルーター用UTM(統合脅威管理)機能拡張ライセンスパックを発売いたしました。個人向け市場では、より快適な通信を実現する国内メーカー初<sup>※1</sup>「Wi-Fi CERTIFIED™」を取得したWi-Fi<sup>※2</sup>7対応のトライバンドWi-Fiルーターの発売などラインナップの拡充を図りました。商品の安定供給に努めシェアは維持・拡大したものの、国内需要の縮小により売上高は横ばいとなり、円安を主要因とする原価高騰により、利益面では非常に厳しい収益環境となりました。

その結果、売上高642億67百万円(前年同期比1.8%減)、営業損失37億67百万円(前年同期営業損失35億7百万円)、経常損失41億66百万円(前年同期経常損失38億5百万円)、当期純損失31億40百万円(前年同期当期純損失23億83百万円)となりました。

※1:日本で創業した企業が製造及び販売している家庭用Wi-Fiルーターとして、2024年1月9日時点、Wi-Fi Alliance® Product Finderの確認に基づく。バッファロー調べ。

※2:Wi-Fiは、Wi-Fi Allianceの登録商標です。

#### (2) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は1億35百万円となり、その主なものは研究開発設備、検査器具及び生産用器具です。また、無形固定資産に対する設備投資額は1億7百万円となり、その主なものは情報システムです。

#### (3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限緩和によって、社会経済活動の正常化が進んだものの、物価の上昇や円安のさらなる進行など、先行き不透明な状況が続いております。このような状況下で、IT関連事業においては、創業者の理念に基づき、2017年3月期に掲げたIoT時代の社会全体での安心ネットワークを提供する中期ビジョン「ゲートウェイ2.0」(ホーム・ネットワーク・イノベーション、パブリック・ゲートウェイ・ソリューション、データ・ストレージ・オプティマイゼーション)を引き続き実現してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 (2021年3月期)	第47期 (2022年3月期)	第48期 (2023年3月期)	第49期(当期) (2024年3月期)
売上高(百万円)	65,409	64,706	65,427	64,267
経常利益(百万円)	5,098	1,968	△3,805	△4,166
当期純利益(百万円)	3,347	1,721	△2,383	△3,140
1株当たり当期純利益	128円13銭	65円88銭	△91円25銭	△120円21銭
総資産(百万円)	24,731	27,815	28,706	28,957
純資産(百万円)	4,859	3,155	712	△2,305

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

株式会社メルコホールディングスは当社の株式を100%保有する親会社です。

役員は、取締役3名が兼務をしており、詳しくは会社役員の状況に記載のとおりです。

② 重要な子会社との関係

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
BUFFALO AMERICAS, INC.	6米ドル	100.0%	ネットワーク関連機器及びパソコン周辺機器の販売
巴比禄股份有限公司	50,497千台湾ドル	100.0%	製品調達及び製品管理

(6) 主要な事業内容

デジタル家電及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売

(7) 主要な事業所

本社	名古屋市中区大須三丁目30番20号
東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
中日本支店	名古屋市中区大須三丁目30番20号
関西支店	大阪市淀川区宮原四丁目1番14号
北海道営業所	札幌市中央区南二条東一丁目1番14号
東北営業所	仙台市宮城野区榴岡五丁目1番35号
埼玉営業所	さいたま市中央区新都心4番地1号
北陸営業所	石川県金沢市広岡一丁目1番10号
岡山営業所	岡山県岡山市北区幸町8番29号
広島営業所	広島市中区橋本町10番10号
九州営業所	福岡市博多区博多駅前四丁目9番2号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
645名	23名減	37.2歳	11.62年

(注)上記従業員数は当社の就業人員であり、臨時従業員(アルバイト、パートタイマー)を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)	借入先が有する当社の株式(株)
株式会社メルコホールディングス	12,610	26,125,936

(10) 資金調達

該当事項はありません。

(11) その他

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 26,125,936株

(2) 株主数 1名

(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	議決権比率(%)
株式会社メルコホールディングス	26,125	100

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	牧 寛之	株式会社メルコホールディングス 代表取締役社長
取締役副社長	渡邊 泰治	
専務取締役	和田 学	(事業本部副本部長)
常務取締役	矢野 学	株式会社メルコホールディングス 取締役
常務取締役	横井 一紀	(法人ビジネス本部本部長)
常務取締役	石丸 正弥	
取締役	西脇 孝志	(生産管理部長)
取締役	岩崎 克己	
取締役	田村 信弘	(ネットワーク開発部長)
監査役	續木 政直	株式会社メルコホールディングス 取締役
監査役	小澤 みつる	

(注) 当期中の取締役及び監査役の異動

① 田村 信弘氏は取締役に、小澤 みつる氏は監査役に新たに選任されました。

② 取締役 中山 千里氏は任期満了により退任いたしました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

11百万円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

会計監査人を解任したときは、監査役は解任後最初に招集される株主総会で会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)
  - ◆ 当社は、法令、社会規範を遵守、道徳・倫理に基づいた行動を徹底し、コンプライアンスに根差した公正で誠実な経営を実践する。このために、当社は、コンプライアンス関係規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会の下、その推進をはかる。
  - ◆ 当社の役員及び使用人は、行動規範を定めた「コンプライアンスカード」及び「コンプライアンスハンドブック」を常に参照し、自らの行動がコンプライアンスに沿ったものであるかを常に確認し行動する。
  - ◆ 当社の役員及び使用人は、法令違反や社内規程違反を含む不正行為等についてメルコホールディングスの内部通報窓口へ直接通報できる。また、内部通報をした者には、当該行為を理由として不利益な取り扱いを受けない。
  - ◆ メルコホールディングスに設置された内部監査部門は、当社の業務執行及びコンプライアンスの状況について監査を実施する。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制(情報管理体制)
  - ◆ 当社の取締役の職務執行に係る情報は、「情報資産管理規程」等の社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
  - ◆ 取締役及び監査役は、適時前項の情報を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)
  - ◆ リスクを適切に認識し管理するための規程として制定された「リスク管理規程」を遵守し、経営方針の実現を阻害する全ての要因をリスクとして把握・評価し、必要な対策を講じる。
  - ◆ リスクが顕在化した場合には、適切かつ迅速な対応を行い、損害及び影響を最小限に抑える体制を整える。
- ④ 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制(効率的職務執行体制)
  - ◆ 当社は定時取締役会を原則、3ヶ月に1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ◆ 当社は「取締役会運営規程」により取締役会の適切かつ円滑な運営を図る。
  - ◆ 当社は、「組織管理規程」「職務権限規程」に定める職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保する体制(グループ内部統制体制)
  - ◆ 当社の業務担当取締役は、内部統制責任者として、管掌する組織機構に適切な内部統制システムの整備運用を行い、その状況をメルコホールディングスの内部統制委員会に報告する。
  - ◆ メルコホールディングスに対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」及び「職務権限表」に基づき、当社及び当社子会社の経営上の重要事項については、メルコホールディングスの取締役会・経営会議もしくは当該会社を担当するメルコホールディングス取締役へ事前承認を求めるかまたはこれらへの報告を行う。
- ⑥ 当社の監査役監査の実効性を確保するための体制(実効的監査体制)
  - ◆ 当社監査役から要請があった場合、当社はその職務を補助するために必要な監査役スタッフを配置する。
  - ◆ 監査役スタッフは、当社監査役の職務を補助するに際しては、当社監査役の指揮命令にのま従うものとし、その選任、異動、人事考課については当社監査役の意見を聴取し、尊重する。
  - ◆ 当社監査役は、必要に応じて経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける。
  - ◆ 当社の役員及び使用人は、当社監査役に対して、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について報告する。また、当社監査役は、必要に応じ随時、当社の役員及び使用人に対し報告を求めることができる。また、当社は、これらの報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
  - ◆ 当社監査役の職務の執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払い又は償



- ◆ 還に应ずる。  
当社監査役は、当社グループの監査役、会計監査人、及び内部監査部門と、定例及び随時の情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みは以下のとおりです。

① 内部統制システム全般についての取り組み

内部統制規程に基づき、当社取締役は内部統制責任者とされており、グループ全社からなる内部統制委員会に参加しています。当期の内部統制委員会は2回開催され、その中で当社グループの各社・各部門から報告がなされ、内部統制システムの運用状況が確認されました。

② コンプライアンスに関する取り組み

知識の伝達にとどまらない、具体的な How To を中心としたハラスメント防止研修を開催し、当社および IT 関連事業セグメントの役職者を中心に約 240 名が受講しました。

その他の法令等に関するコンプライアンスについての周知活動も e-Learning 等を用いて継続して行っております。

当期において、重大な法令違反等にかかわる内部通報はありませんでした。

③ リスクと危機の管理に関する取り組み

リスク管理規程に基づき、各部門においてリスクの洗い出し・評価を行い、対策を立案しました。その取り組みに関し、内部統制責任者、内部統制委員会に報告しました。

④ 子会社管理に関する取り組み

「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告がなされています。また、子会社の業務内容については、取締役会、経営会議等の会議体にて情報の把握・監視及び監督を行っています。

子会社の取締役を内部統制責任者とし、内部統制委員会において報告を行い、内部統制委員会が各子会社の内部統制システムの整備・運用の監督を行いました。

メルコホールディングスの内部監査部門は、当社及び当社の子会社の内部監査も実施しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、内部統制委員会及びその他重要会議に出席し、経営意思決定プロセスや内部統制の整備及び運用状況等を監査し、往査も実施して、必要により意見表明を行っております。

また、会計監査人とは、適宜意見交換を実施し、より広範な情報共有を行っています。

貸借対照表

(2024年3月31日 現在)

株式会社バッファロー

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>26,468</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,739</b>
現金及び預金	30	支払手形	112
受取手形	30	電子記録債務	1,263
売掛金	9,704	買掛金	9,325
商品及び製品	7,590	関係会社短期借入金	12,610
原材料及び貯蔵品	6,479	未払金	2,750
前払費用	369	未払費用	723
未収消費税等	101	預り金	60
未収入金	2,005	契約負債	3,811
その他	155	製品保証引当金	35
		役員賞与引当金	17
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,489</b>	未払法人税等	29
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>275</b>	その他	0
建物及び構築物	165	<b>固 定 負 債</b>	<b>523</b>
機械及び装置	142	退職給付引当金	265
工具、器具及び備品	2,450	役員退職慰労引当金	118
土地	33	リサイクル費用引当金	139
建設仮勘定	15	その他	0
減価償却累計額	△2,533	<b>負 債 合 計</b>	<b>31,262</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>623</b>	<b>(純資産の部)</b>	
特許権	301	<b>株 主 資 本</b>	<b>△2,788</b>
ソフトウェア	274	資本金	320
ソフトウェア仮勘定	48	資本剰余金	694
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,590</b>	資本準備金	80
投資有価証券	767	その他資本剰余金	614
関係会社株式	413	利益剰余金	△3,803
長期前払費用	18	その他利益剰余金	△3,803
繰延税金資産	378	繰越利益剰余金	△3,803
その他	12	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>483</b>
		その他有価証券評価差額金	377
		繰延ヘッジ損益	106
<b>資 産 合 計</b>	<b>28,957</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△2,305</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>28,957</b>

損益計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

株式会社バッファロー

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,267
売上原価		57,545
売上総利益		6,721
販売費及び一般管理費		10,488
営業損失		3,767
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	70	
仕入割引	0	
受取手数料	5	
受取賃貸料	7	
その他	37	120
営業外費用		
支払利息	206	
売上割引	1	
為替差損	249	
減価償却費	2	
支払保証料	15	
支払手数料	6	
その他	38	519
経常損失		4,166
特別利益		
投資有価証券売却益	22	22
特別損失		
固定資産除却損	1	
その他	0	1
税引前当期純損失		4,145
法人税、住民税及び事業税	△1,275	
法人税等調整額	270	△1,005
当期純損失		3,140

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

株式会社バッファロー

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320	80	614	694	△ 662	△ 662	352
当期変動額							
当期純損失					△ 3,140	△ 3,140	△ 3,140
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)							-
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 3,140	△ 3,140	△ 3,140
当期末残高	320	80	614	694	△ 3,803	△ 3,803	△ 2,788

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	321	38	359	712
当期変動額				
当期純損失				△ 3,140
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	55	67	123	123
当期変動額合計	55	67	123	△ 3,017
当期末残高	377	106	483	△ 2,305

第49期 個別注記表

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

株式会社バッファロー

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### ②デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

#### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品 移動平均法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

原材料 移動平均法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

ただし、継続適用を前提に正味売却価額ではなく再調達原価とする

貯蔵品 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。

また、取得価格が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却をしております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

自社利用のソフトウェア 3年～5年

特許権 2年～8年

#### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- なお、数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。
- ⑤リサイクル費用引当金 リサイクル対象製品等の回収及び再資源化に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しております。
- ⑥製品保証引当金 製品の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく合理的な見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主に国内の事業者及び一般顧客に対してIT機器等の商品の販売、製品の保守サービスの提供をしており、収益認識の会計基準等を適用しております。

商品の販売においては、引き渡し等により顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で顧客に支払う対価の一部について控除しております。

製品の保守サービスについては一定の期間を設けその期間内において製品の修理・交換等のサービスを提供するものであり、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間に渡り収益を認識しております。

なお、これらに関する取引の対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常1年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）
- ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務
- ③ヘッジ方針 将来の為替相場変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの有効性を確保できるような為替予約取引の利用を行っております。
- ⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの 取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従って、行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

・ 関係会社株式の評価

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	413

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

減損処理の要否及び実施する場合の金額は、純資産の回復可能性、超過収益力の毀損の有無及び毀損している場合の当該毀損金額に依存しており、関係会社株式の評価における重要な仮定は、主に関係会社の将来計画における収益性の見込みとなります。

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・ 棚卸資産の評価

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	7,590
原材料及び貯蔵品	6,479

①算出方法

棚卸資産の評価は、棚卸資産に収益性の低下が生じたと判断した場合に正味売却価額で評価する方法及び正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については滞留月数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法に基づいております。

正味売却価額で評価する方法は、期末日時点の正味売却価額を見積り、正味売却価額が棚卸資産の取得原価と比較して下落している場合に正味売却価額を棚卸資産評価額とするとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。正味売却価額は、見積販売価格から実績率に基づく見積販売直接経費を控除して算定し、見積販売価格は期末日前の販売実績の平均単価に基づいて算定しております。なお、原材料については、正味売却価額に代えて再調達原価に基づく処理をしております。

滞留月数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法は、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留月数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価額を算出するとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しています。

②主要な仮定

主要な仮定は見積販売価格、見積販売直接経費、再調達原価及び滞留月数に応じて設定された減額率です。

③翌事業年度の財務諸表へ与える影響

正味売却価額の見積りは不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

滞留月数に応じて設定された減額率は商品のライフサイクルを勘案して仮定を設定しており、急激なライフサイクルの変化が生じた場合や市場環境が予測より悪化する場合、原材料等の使用実績に著しい変化が生じた場合には、損失が発生する可能性があります。



(貸借対照表に関する注記)

(1) 投資有価証券の賃貸借契約

貸借対照表に計上されている投資有価証券のほか、賃貸借契約に基づいて借り入れている有価証券 196百万円  
当該有価証券は、全て担保に供しております。

(2) 担保に供している資産と対応する債務

(担保提供資産)

投資有価証券 517百万円

保管有価証券（賃貸借契約に基づいて借り入れている有価証券） 196百万円

(対応する債務)

未払金（未払輸入消費税・関税） 63百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 2,084百万円

短期金銭債務 19,988百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,346百万円

仕入高 27,932百万円

販売費及び一般管理費 1,537百万円

営業取引以外の取引による取引高 204百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 26,125,936株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

無配のため該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	485百万円
未払賞与	158百万円
未払賞与社会保険料	25百万円
設計費仕掛評価損	79百万円
在庫評価損	134百万円
退職給付引当金	81百万円
役員退職慰労引当金	36百万円
関係会社株式評価損	157百万円
その他	152百万円
繰延税金資産小計	1,311百万円
評価性引当額	△722百万円
繰延税金資産合計	589百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△163百万円
デリバティブ資産	△46百万円
繰延税金負債合計	△211百万円
繰延税金資産の純額	378百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理

当社は、グループ通算制度が適用されていることから、法人税及び地方法人税については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従い会計処理及び開示を行っております。

なお、当社は、当事業年度中にグループ通算制度の取りやめの承認申請が承認されたことにより翌事業年度から単体納税制度に移行いたします。これに伴い、税効果会計については、翌事業年度より単体納税制度を適用するものとして会計処理及び開示を行っております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、金融機関からの当座貸越契約枠を確保しつつも、現時点では専ら親会社からの借入によっております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿った管理を行っており、取引信用保険契約も利用し、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)です。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価(*)	差額
(1)デリバティブ取引	153	153	—
(2)投資有価証券 其他有価証券	755	755	—

(\*) 現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、預り金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計の方法ごとの当期末における契約額又は契約において定められた元本相当額。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

2. 市場価格のない株式等

非上場株式 貸借対照表計上額12百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱メルコホールディングス	被所有 直接100%	資金管理 経営指導 不動産の賃借 役員の兼務 従業員の出向	資金の借入(純額) 利息の支払	2,240 206	関係会社 短期借入金 未収入金 未払金	12,610 52 310

(2) 子会社等 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	巴比祿股份有限公司	所有 直接100%	当社原材料の仕入代行 役員の兼務 従業員の出向	原材料の仕入	27,933	未収入金 買掛金 未払金	176 6,744 321
子会社	BUFFALO AMERICAS, INC.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼務 従業員の出向	製品の販売	1,346	売掛金	528

(3) 兄弟会社等 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	シー・エフ・デー販売㈱	なし	当社原材料の仕入代行 役員の兼務 従業員の出向	製品の販売 原材料の仕入	330 531	売掛金 未収入金 買掛金	89 354 95

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 1. 親会社との取引条件及び取引条件の決定方針

借入金の利息については、市場レートを勘案し、協議のうえ決定しております。

2. 子会社及び兄弟会社との取引条件及び取引条件の決定方針

兄弟会社との取引条件については、それぞれ市場価格を勘案し、当社の事業戦略に基づき協議のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△88.23円
1株当たり当期純損失	120.21円

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として、確定給付企業年金法に基づく規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

①退職給付債務	△ 2,582百万円
②年金資産	2,527百万円
<hr/>	
③未積立退職給付債務 ①+②	△ 55百万円
④未認識数理計算上の差異	△ 209百万円
<hr/>	
⑤貸借対照表計上額純額 ③+④	△ 265百万円
<hr/>	
⑥退職給付引当金	△ 265百万円

(3) 退職給付費用の内訳

①勤務費用	178百万円
②利息費用	20百万円
③期待運用収益	△ 30百万円
④数理計算上の差異の費用処理額	117百万円
<hr/>	
⑤退職給付費用 ①+②+③+④	286百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①割引率	0.804%
②長期期待運用収益率	1.5%
③数理計算上の差異の処理年数	5年

※ 金額表示については、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、割合については、小数点第2位を四捨五入しております。

第49期 附属明細書

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

株式会社バッファロー

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額は又償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物及び構築物	165	-	-	165	125	3	40
	機械及び装置	129	16	2	142	92	15	50
	工具、器具及び備品	2,443	119	112	2,450	2,315	247	134
	土地	33	-	-	33	-	-	33
	建設仮勘定	16	30	30	15	-	-	15
	計	2,788	166	145	2,809	2,533	266	275
無形固定資産	特許権	1,172	-	-	1,172	871	103	301
	ソフトウェア	3,664	81	0	3,746	3,472	129	274
	ソフトウェア仮勘定	22	102	76	48	-	-	48
	計	4,859	184	76	4,967	4,343	233	623

(注) 工具、器具及び備品の当期増加額の主なものは、生産用金型の取得82百万円、研究開発用機器の取得20百万円であります。  
 工具、器具及び備品の当期減少額の主なものは、生産用金型の除却63百万円、研究開発用機器の除却25百万円であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製品保証引当金	48	19	33	-	35
役員賞与引当金	29	17	29	-	17
役員退職慰労引当金	101	21	4	-	118
リサイクル費用引当金	140	-	1	-	139

(注) 退職給付引当金については、退職給付に関する注記として記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
役員報酬	108	
販売促進費	145	
運賃	957	
広告宣伝費	291	
給料・賞与	2,893	
役員賞与引当金繰入額	17	
役員退職慰労引当金繰入額	21	
退職給付費用	255	
福利厚生費	627	
採用費	20	
旅費交通費	124	
支払手数料	3,901	
通信費	45	
消耗器具備品費	215	
減価償却費	212	
家賃・賃借料	404	
租税公課	33	
接待交際費	13	
寄付金	53	
製品保証引当金繰入額	19	
その他	126	
計	10,488	

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社バッファロー  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 塚本 憲司  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 後藤 久貴  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バッファローの2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式などで出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、管理部門より月次にて発行される財務状況等の報告書を受領し、必要に応じて説明を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状態について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
- ③会見監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 刷新した基幹システムについても内部統制に影響を与える重大な不備は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人東海会計社の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社バッファロー

監査役 續木 政直

監査役 小澤 みつる